

ネットワーク通信

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

№43
2021.9.17.



【トピック】

- 第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について
- 令和2年度の障害を理由とする差別の相談状況について
- 第24回山梨県障害者文化展の開催について
- なくそう生きづらさ みんなで築こう共生社会（障害者に関するマーク）

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について

7月23日から東京2020オリンピックが、8月24日から東京2020パラリンピックが開催されました。多くのドラマを生み、私たちに多くの感動と勇気をもたらしてくれました。山梨県出身の選手の活躍も素晴らしいものでした。その一方で、新型コロナウイルスは変異株の影響で全国的に感染が広がり、山梨県でも感染者数が急拡大し、まん延防止等重点措置が適用され、感染防止対策の一層の徹底を求められる状況となりました。

このため、令和3年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議については、書面による開催となりました。



ネットワーク会議要旨

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議は、山梨県障害者幸住条例第37条に基づいて設置されています。その目的は、相談業務を円滑に進めるための指導及び助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者団体、地方法務局等の関係機関、警察本部関係課、その他の関係者で構成し、共生社会を構築するための施策の推進に寄与することです。

会議の業務内容は、「合理的配慮に関する情報の共有」、「合理的配慮に向けた取組の検討」、「困難事案への対応にかかる協議調整」の3点です。情報共有を図るため「ネットワーク通信 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」を発行いたします。

ネットワーク会議の資料は、山梨県HPに掲載しています。◆山梨県HP→「障害福祉」→「障害福祉施策」→「障害を理由とする差別の解消の推進」→「障害者差別解消支援ネットワーク会議」→「リンクページ」

ネットワーク会議委員

令和3年度山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議の委員名簿は、県HPに掲載いたしました。任期は、令和3年8月1日から令和4年7月31日となります。また、委員の皆様方には役員に係る書面審議をしていただきました。その結果、

- ◇会長～小畑 文也 委員（山梨大学大学院総合研究部教育学域教授）
 - ◇副会長～上野 直樹 委員（山梨県障害者福祉協会常務理事・事務局長）
 - ◇副会長～栗原 信 委員（山梨県社会福祉法人経営者協議会副会長）
- をお願いすることとなりました。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。



「令和2年度の障害を理由とする差別の相談状況について」

昨年度、障害を理由とする差別の相談件数は71件。そのうち、不当な差別の訴えに関わる相談は25件、合理的配慮の提供に関わる相談は46件で、過去最高でした。

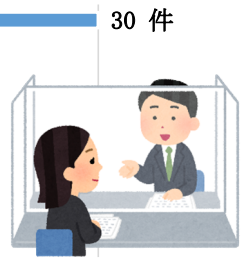
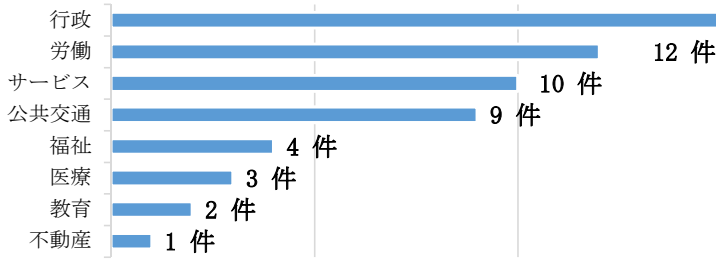
相談分野別件数は、行政が30件と4割を占めました。（相談分野別件数の表は、次ページです。）

相談件数の推移

H28. 4. 1 障害者差別解消法、（改正）山梨県障害者幸住条例施行から

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	累計(5年間)	
障害者差別に該当する相談件数	43件	54件	64件	52件	71件	284件	
区分別	不当な差別の訴え	22件	24件	22件	22件	25件	115件
	合理的配慮の提供要望	21件	30件	42件	30件	46件	169件

R2年度 相談分野別件数



第24回山梨県障害者文化展の開催について

山梨県障害者文化展は、障害のある人たちの日頃の文化芸術活動の成果を示す作品、趣味や技術を活かした作品、リハビリテーション活動の中で制作した作品などの展示会です。

今年度は、地域展として国中地域と富士・東部地域の2会場で各地域の出展作品を展示し、地域展で審査員に選ばれた作品を総合展で展示します。作品は、手芸、絵画、書道、文芸、工芸、陶芸などです。

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、国中地域展での会場見学は完全予約制になります。

Google フォームにて予約ができます。
<https://forms.gle/4twc22SJB96udGPB9>
 ◇メールアドレス、名前、希望日時を入力して送信してください。

※メール環境がない場合は電話、FAX可。
 TEL：055-252-0100
 FAX：055-251-3344



国中地域展

◆9月23日（木）～27日（月）
 ◆韮崎市民交流センターニコリ
 地下1階アートギャラリー

富士・東部地域展

◆10月7日（木）～11日（月）
 ◆富士急ターミナルビルQ-STA（キュースタ）
 地下1階イベントスペース



総合展

◆11月5日（金）～9日（火）
 ◆山梨県立図書館 1階イベントスペース

※各会場、午前10時～午後6時まで
 （地域展の最終日は正午まで、総合展の最終日は午後2時まで）



なくそう生きづらさ みんなで築こう共生社会



盲人のための
国際シンボル
マーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



障害者のための
国際シンボル
マーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。



オストメイト
マーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。



ハートプラス
マーク

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）・心臓疾患などに障害のある人を示すマークです。



ほじょ犬
マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。



身体障害者
標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



聴覚障害者
標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



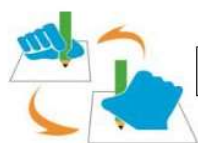
耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。



手話マーク

手話が必要、手話で対応できることを示すマークです。



筆談マーク

筆談が必要、筆談で対応できることを示すマークです。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマークです。

街や施設などでよく見かける障害のある人に関わる主なマークです。みんなで理解して豊かな共生社会を作りましょう。

☆各団体が作成・所管する障害者に関するマークの一例です☆